

野田市野田地区私立幼稚園協会補助
金交付規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第49号

野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付規則（平成28年野田市規則第60号）の一部を次のように改正する。

題名中「野田地区私立幼稚園協会」を「私立幼稚園等」に改める。

第1条中「私立幼稚園の充実」を「私立幼稚園の設置者又は私立幼稚園等の充実」に、「、私立幼稚園」を「、私立幼稚園等」に改める。

第2条を次のように改める。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園（同法第27条第1項の確認を受けているものを除く。）を設置している者（以下「設置者」という。）
- (2) 野田地区私立幼稚園・こども園協会（以下「協会」という。）

第3条中「。）」の次に「、交付基準額」を加える。

第4条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付申請書」を「野田市私立幼稚園等補助金交付申請書」に改める。

第5条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付（不交付）決定通知書」を「野田市私立幼稚園等補助金交付（不交付）決定通知書」に改める。

第7条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金変更交付申請書」を「野田市私立幼稚園等補助金変更交付申請書」に改める。

第8条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金変更承認（不承認）通知書」を「野田市私立幼稚園等補助金変更承認（不承認）通知書」に改める。

第9条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金概算払請求書」を「野田市私立幼稚園等補助金概算払請求書」に改める。

第 10 条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金実績報告書」を「野田市私立幼稚園等補助金実績報告書」に改める。

第 11 条中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付額確定通知書」を「野田市私立幼稚園等補助金交付額確定通知書」に改める。

第 12 条第 1 項中「野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付請求書」を「野田市私立幼稚園等補助金交付請求書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条）

交付対象者	補助対象経費	交付基準額	補助金の額
設置者	幼稚園の園児の健康管理に関する事業に要する経費	当該年度の5月1日現在の在園児数に500円を乗じて得た額	補助対象経費の実支出額と交付基準額とを比較して少ない方の額
	幼稚園の園児の保護者が行う幼稚園の利用に係る手続において保護者の負担の軽減を図る事業に要する経費のうち次に掲げるもの 1 保育料に係る手続に関する経費 2 預かり保育に係る手続に関する経費 3 補足給付に係る手続に関する経費 4 その他市長が認める手続に関する経費	当該年度の5月1日現在の在園児数に500円を乗じて得た額	補助対象経費の実支出額と交付基準額とを比較して少ない方の額
協会	次に掲げる経費のうち市長が認め	300,000円	補助対象経費の実支出額と交

	るもの 1 協会の運営に 要する経費 2 幼児教育に関 する研修及び研 究に関する事業 に要する経費 3 児童の入園に ついての広報に 関する事業に要 する経費		付基準額とを比 較して少ない方 の額
--	--	--	-----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。